**平成３０年１１月２８日現在の法律に基づいて作成しています。**

**解説は一般的な会社についてのアドバイスを簡略化したものです。**

**＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊**

**株式会社○○　定款**

**＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊**

**平成 ３０年○○月○○日　作成**

**平成 ３０年○○月　　日公証人認証**

**平成 ３０年　　月　　日　会社設立**

**定款**

**第１章　総則**

**（商号）**

**第１条　当会社は，株式会社○○と称する。**

**解説　①株式会社○○でも、○○株式会社でもＯＫです。**

**②本店及び商号が同一の会社は登記できません。**

**③後々のトラブルを防止するため有名企業と類似の商号は避けるようにしましょう。**

**（目的）**

**第２条　当会社は，次の事業を行うことを目的とする。**

**（１）　○○**

**（２）　△△**

**（３）　□□**

**（４）　××**

**（５）　―――**

**（６）　前各号に附帯又は関連する一切の事業**

**解説　①あまり沢山の目的を掲げると取引先は何の会社か分かりません。**

**②許認可が必要な事業（例　建設業・古物商・宅建業・介護や障がい者施設等）の場合は、事前に許認可機関から目的の記載方法について確認をとりましょう。**

**（本店所在地）**

**第３条　当会社は，本店を鹿児島県○○市に置く。**

**解説　①本店所在地を最小行政区画までの記載に留めておくことで、本店所在地移転の際に定款の変更を省略できます。**

**（公告方法）**

**第４条　当会社の公告は，官報に掲載する方法により行う。**

**解説　①法人設立前にホームページを作る会社は電子広告とし、それ以外の場合は官報公告で良いでしょう。**

**第２章　株式**

**（発行可能株式総数）**

**第５条　当会社の発行可能株式総数は，○○株とする。**

**解説　①設立時株式の１０倍程度に設定するのが一般的ですが、第三者株主を予定しない会社では神経質に考える必要はありません。**

**（株券の不発行）**

**第６条  当会社の発行する株式については，株券を発行しない。**

**解説　①現在株券を発行しない会社が一般的です。**

**（株式の譲渡制限）**

**第７条  当会社の発行する株式の譲渡による取得については，代表取締役（取締役会・株主総会）の承認を受けなければならない。ただし，当会社の株主に譲渡する場合は，承認をしたものとみなす。**

**解説　①上場を目指すような会社以外は譲渡制限を設けるようにしましょう。**

**（株式の相続人等に対する売渡請求）**

**第８条　当会社は，相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し，当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。**

**解説　①株式の分散を防ぐために記載しておいた方が良いと思います。**

**（基準日）**

**第９条　当会社は，毎年○月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって，その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。**

**２　前項のほか，必要があるときは，あらかじめ公告して，一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者をもって，その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。**

**解説　①通常は決算日（事業年度末日）を基準日にします。**

**（株主の住所等の届出）**

**第１０条　当会社の株主及び登録株式質権者又はそれらの法定代理人は，当会社所定の書式により，住所，氏名及び印鑑を当会社に届け出なければならない。**

**２ 前項の届出事項を変更したときも同様とする。**

**解説　①株主を把握するために記載します。**

**第３章　株主総会**

**（招集時期）**

**第１１条　当会社の定時株主総会は，毎事業年度の終了後３か月以内に招集し，臨時株主**

**総会は，必要がある場合に招集する。**

**解説　①基準日との関係から事業年度３カ月以内と定めることで手続きを簡素化できます。**

**（招集権者）**

**第１２条　株主総会は，法令に別段の定めがある場合を除き，代表取締役が招集する。**

**（招集通知）**

**第１３条 株主総会の招集通知は，当該株主総会で議決権を行使することができる株主に**

**対し，会日の○日前までに発する。**

**解説　①譲渡制限会社では１週間前としておくと良いでしょう。**

**（株主総会の議長）**

**第１４条 株主総会の議長は，代表取締役がこれに当たる。**

**２　代表取締役に事故があるときは，当該株主総会で議長を選出する。**

**（株主総会の決議）**

**第１５条　株主総会の決議は，法令又は定款に別段の定めがある場合を除き，出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。**

**（議事録）**

**第１６条 株主総会の議事については，開催日時，場所，出席した役員並びに議事の経過の要領及びその結果その他法務省令で定める事項を記載又は記録した議事録を作成し，議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし，株主総会の日から１０年間本店に備え置く。**

**第４章　取締役及び代表取締役**

**（取締役の員数）**

**第１７条 当会社の取締役は，１名以上とする。**

**解説　①取締役会非設置会社の場合は１名以上、取締役会設置会社の場合は３名以上としましょう。**

**（取締役の資格）**

**第１８条 取締役は，当会社の株主の中から選任する。ただし，必要があるときは，株主以外の者から選任することを妨げない。**

**（取締役の選任）**

**第１９条　取締役は，株主総会において，議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し，その議決権の過半数の決議によって選任する。**

**（取締役の任期）**

**第２０条　取締役の任期は，選任後○年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。**

**２　任期満了前に退任した取締役の補欠として，又は増員により選任された取締役の任期は，前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。**

**解説　①譲渡制限会社の場合は１０年以内、公開会社の場合は２年以内としましょう。**

**(代表取締役及び社長)**

**第２１条　取締役を複数置く場合には，代表取締役１名を置き，取締役の互選により定める。**

**２　代表取締役は，社長とし，当会社を代表する。**

**３　当会社の業務は，専ら取締役社長が執行する。**

**第５章　計算**

**（事業年度）**

**第２２条　当会社の事業年度は，毎年○月１日から翌年○月末日までの年１期とする。**

**解説　①繁忙期を除く方が良いでしょう。**

**（剰余金の配当）**

**第２３条　剰余金の配当は，毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。**

**（配当の除斥期間）**

**第２４条　剰余金の配当が，その支払の提供の日から３年を経過しても受領されないときは，当会社は，その支払義務を免れるものとする。**

**第６章　附則**

**（設立に際して出資される財産の価額及び成立後の資本金の額）**

**第２５条　当会社の設立に際して出資される財産の価額は，金○００万円とする。**

**２　当会社の成立後の資本金の額は，金○００万円とする。**

**（最初の事業年度）**

**第２６条　当会社の最初の事業年度は，当会社成立の日から平成３０年○月末日までとする。**

**（設立時取締役等）**

**第２７条　当会社の設立時取締役及び設立時代表取締役は，次のとおりである。**

**設立時取締役**

**設立時取締役**

**設立時代表取締役**

**（発起人の氏名ほか）**

**第２８条　発起人の氏名，住所及び設立に際して割当てを受ける株式数並びに株式と引換えに払い込む金銭の額は，次のとおりである。**

**鹿児島県○○市○○町○○番地**

**発起人　　○○　○○　　○○株　金○○○万円**

**鹿児島県○○市○○町○○番地**

**発起人　　○○　○○　　○○株　金○○万円**

**（法令の準拠）**

**第２９条　この定款に規定のない事項は，すべて会社法その他の法令に従う。**

**以上，株式会社○○設立に際し，発起人○○○○及び○○○○の定款作成代理人である行政書士土橋哲人は，電磁的記録である本定款を作成し，これに電子署名する。**

**平成○○年○○月○○日**

**発起人　　　○○　○○**

**発起人　　　○○　○○**

**電子定款とすることにより、印紙代４万円が不要となります。**

**上記代理人　　行政書士　土橋哲人**

**（登録番号　第１４４６１７０３号）**